

京都市告示第 340号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年11月1日から平成16年11月30日まで、高雄保勝会を京都市公金収納受託者とし、京都市高雄観光駐車場の使用料の徴収事務を委託します。

平成16年10月29日

京都市長 梶本 頼兼  
(建設局管理部建設総務課)